

胆沢総合体育館

使用区分				基本使用料		付加使用料	
				全面使用の場合	片面使用の場合		
2階（体育室）	貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	150円	
				一般	600円	300円	
			その他の催しに使用する場合		1,200円	600円	
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円	
				一般	1,200円	600円	
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1,800円	900円	
		営利を目的とする場合	6,000円	3,000円			
	個人使用の場合（1人1時間までごとに）				児童及び生徒		50円
				一般		110円	
	1階（体育室以外の部屋）	貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1室につき100円	
				一般	1室につき200円		
その他の催しに使用する場合					1室につき400円		
入場料を徴収する場合等			アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1室につき200円		
				一般	1室につき400円		
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1室につき600円		
		営利を目的とする場合	1室につき2,000円				
個人使用の場合（1人1時間までごとに）				児童及び生徒		50円	
				一般		110円	

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。